

1 財政運営

- **都道府県が財政運営の責任主体となる。**
市町村ごとの国保事業費納付金の決定や、**保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う**（保険給付費等交付金の交付）こととなる。
- **市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。**

